

発委第1号

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年3月3日

提出者 議会運営委員会
委員長 岩永 政則

提案理由

長与町議会会議規則(昭和39年規則第1号)の見直しにより、所要の改正を行うもの。

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

長与町議会会議規則（昭和39年規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「協議又は調整を行うための場」を「全員協議会」に改める。

第91条を次のように改める。

（請願書の写しの配布）

第91条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。

第92条中「請願文書表」を「請願書の写し」に改める。

「第17章 協議又は調整を行うための場」を「第17章 全員協議会」に改める。

第128条を次のように改める。

（全員協議会）

第128条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

現 行	改正後（案）								
<p>○長与町議会会議規則 昭和39年12月21日</p> <p>目次 （略）</p> <p>第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u>（第128条） （請願文書表の作成及び配布）</p> <p>第91条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。</p> <p>（請願の委員会付託）</p> <p>第92条 議長は、<u>請願文書表</u>の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u> <u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p>第128条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営及びその他議会において必要な事項に関し、<u>協議又は調整を行うための場</u>（以下、「<u>協議等の場</u>」という。）を次のとおり設ける。</p>	<p>○長与町議会会議規則 昭和39年12月21日</p> <p>目次 （略）</p> <p>第17章 <u>全員協議会</u>（第128条） <u>（請願書の写しの配布）</u></p> <p>第91条 <u>議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（請願の委員会付託）</p> <p>第92条 議長は、<u>請願書の写し</u>の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>第17章 <u>全員協議会</u> <u>（全員協議会）</u></p> <p>第128条 <u>法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 1366 304 1407">名称</th> <th data-bbox="304 1366 878 1407">目的</th> <th data-bbox="878 1366 976 1407">構成員</th> <th data-bbox="976 1366 1104 1407">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者					<p>（表削除）</p>
名称	目的	構成員	招集権者						

全員協議会	議会の運営及び活動等に関する基本的事項の協議・調整	全議員	議長
政策討論会	政策立案及び政策提言を推進するための協議・調整	全議員	議長
議会報告会	政策立案及び政策提言を推進するための広報聴	全議員	議長
住民懇談会	政策立案及び政策提言を推進するための広報聴	全議員	議長

- ~~2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。~~
- ~~3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。~~
- ~~4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。~~

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(削除)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。